

ZENBUTSU

全仏



No.
517

仏暦2549年 4月
[2006年]



(インド：ゲーム僧院の弥勒菩薩 撮影=田村 仁氏)

CONTENTS

報告———所轄庁に届けた書類は情報公開条例により公開されるのか

加盟団体顧問弁護士連絡会「宗教法人と情報公開」

保険業法の改正 —その後—

遺骨返還に関し、韓国チョン・ギホ委員長が協力を要請

公益法人制度改革 政府へ要請

『伝統仏教と地域社会の関係』についてのアンケート報告〈第1回〉

人権啓発講演会「みんなの命輝くために」大谷昭宏氏

事務総局録事



財団法人 全日本仏教会

Japan Buddhist Federation

世界仏教徒連盟(WFB)日本センター
Japan Regional Center of World Fellowship of Buddhists

所轄庁に届けた書類は 情報公開条例により 公開されるのか

■顧問弁護士 長谷川 正浩

鳥取県に提出された寺院の責任役員名簿と財産目録・収支計算書を、情報公開条例によって開示した鳥取県の開示処分は、平成十八年二月八日に鳥取地方裁判所の判決により取り消されました。

平成七年の宗教法人法改定により、寺院の備付書類の一部（役員名簿や財務書類等）は、その写しを所轄庁に届けることが義務づけられました。この届出書類は、所轄庁に届出られると行政文書となりますので、情報公開法や情報公開条例によって公開されるおそれがありました。情報公開法の立法作業の中で全日本仏教会は、日本宗教連盟とともに、ときの総務庁長官に対し、この届出書類を不開示情報とするように意見書を提出しました。その結果「法人の権利を害するおそれがあるもの」は不開示情報とすることになり、この旨、法文に明記されることになったの

です。そして信教の自由を害するおそれのあるということで、届出書類が全て不開示情報となることは、国会の審議でも確認され、このことは文化庁宗務課の見解でもありました。

ところが、平成十一年に地方分権一括法が制定され、平成十二年に地方自治法が大改正されました。それまでの国の機関委任事務制度は廃止され、地方公共団体が処理する事務は、法定受託事務と自治事務に分かれました。法定受託事務ということになると、地方自治体は国の指示等に従わなければならない。自治事務ということになると必ずしも国の指示に従う必要はありません。

寺院から届出書類を受け取る事務は、法定受託事務であると法文上明記されました。ところが、受け取った書類を管理することは、法定受託事務となるかどうか、法文上必ずしも明らかでは

ありません。書類を管理することが法定受託事務となればこれを公開することは、管理事務の一環ですから文部科学大臣の指示に従わなければならない。鳥取県は法律に規程がない以上届出書類を管理することは自治事務であるとして、文部科学大臣の指示に従わず、責任役員名簿や財産目録・収支計算書を開示してしまつたのです。そこで開示された寺院が開示処分の取消しを求めて裁判をしていました。裁判所は、鳥取県の判断は間違いであると指摘したのでした。

この裁判で争われたのは、次の三つです。

- ①届出書類は文部科学大臣の指示によって開示してはいけない情報かどうか。
- ②届出書類は開示することによって寺院の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるかどうか。
- ③鳥取県の開示決定は、憲法第二十条に反するかどうか。

裁判所は①を肯定して寺院の主張を認めました。裁判所は次のように云っています。

まず、届出書類を受け取ってから後、これを管理することは、法定受託事務ではなく自治事務であると判断しました。この点は鳥取県の主張を認めまし

た。法定受託事務は文字通り法定されていないならばならないところ、届出書類を受け取ることは法定受託事務として規定されているけれども、受け取った書類を管理することは法定受託事務として規定されていないからであると云っています。

続けて判決は、管理することは自治事務ではあるけれども、法定受託事務である書類を受け取ることと密接不可分な事務であり、寺院にこの書類を提出させることは、所轄庁の適正な権限行使という法の目的を達成しようとするもので、国が本来すべき役割に係わるものであるから、提出された書類に関して、国は所轄庁に対する法的拘束力を示す一般的な基準を示す必要があると、説明しています。

そして、裁判所は鳥取県の開示を取り消したのでした。従って争点①で寺院を勝たせた為、争点②の開示することが寺院の権利や利益を害するおそれがあるかどうかとか、争点③の開示が憲法第二十条に反するかどうかについては、判断していません。

この判決は、文化庁宗務課の見解に沿うものとなっていますが、鳥取県は、この判決を不服として広島高等裁判所へ控訴しました。

宗教法人と情報公開

―鳥取県の宗教法人情報開示事件を巡って―

日本宗教連盟元事務局長
宮澤佳廣
國學院大學兼任講師

二月七日、浄土宗事務庁で本会主催の顧問弁護士連絡会を開催（前号掲載）。情報公開法をテーマに宮澤佳廣氏を迎え講演頂いた。本号では、講演内容を掲載。

平成十五年十一月二十日に鳥取県が県内二宗教法人の非公知情報を開示した事件を巡っては、平成七年の宗教法人法改正に対する批判材料として論じられもするが、そうした立場は鳥取県の開示決定が妥当であったことを前提とするのではなからうか。筆者は、そもそも鳥取県の開示決定が妥当性を欠いていたという立場である。

当該事件は、鳥取県が県情報公開条例に基づき宗教法人の非公知情報（法人法二五条四項に基づく提出書類の記載情報）を開示した事件である。従来、文化庁はこれら情報の取扱いを「存否応答拒否」と応じるよう所轄庁に指導しており、鳥取県の開示決定は宗教法人情報の取扱いを一変させ、宗務行政を所管する文化庁の指導、方針に真つ向から逆らうものであった。

鳥取県は開示の理由について、①「文

文化庁より原則非開示を求める文書が出された当時は機関委任事務であったが、地方分権一括法施行後は自治事務で文化庁の指揮監督力の拘束力はない」、

②「県の情報公開条例に照らして非開示情報には該当しない」と説明している。そこで以下に、その問題点を指摘したい。

まず「理由①」に関しては、宗教法人情報の開示事務を含む管理事務が「自治事務」か否かが焦点となるが、自治事務と主張される根拠としては、（ア）法人法二五条五項が法定受託事務に規定されていないこと、（イ）機関委任事務に関連して収集・作成された情報管理を自治事務とする自治省見解が存在すること、の二点が考えられよう。（ア）については、法人法二五条五項が、同条四項の事務に伴い提出書類を取り扱う場合において信教の

自由を妨げるものがないよう特に留意すべきことを定めた留意規定であり、留意規定から独立した事務を導き出せるかといった疑問が生ずるし、（イ）については、昭和五十七年の自治省見解が同時に、「機関委任事務に関する情報管理事務（自治事務）」にも国の指揮監督権が及ぶ」ことを認める内容となつていことに留意する必要がある。

文化庁は当該事件後、各都道府県知事宛に「処理基準」を通知したが、（一）地方分権一括法施行後は都道府県知事所轄の宗教法人に関する事務は機関委任事務から法定受託事務に整理されたこと、（二）その事務は全ての所轄庁が統一に取り扱うことが相応しいものであること、を徹底した「処理基準」は、この自治省見解の内容を踏襲するものである。宗務行政事務は、そもそも国家事務と解されてきた歴史があり、宗教法人に関する統一的事務の保証や宗務行政の継続性・連続性も確保という観点からも、鳥取県の判断は妥当性を欠いていよう。

次に「理由②」に関しては、県条例の非開示情報の規定「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の適用が焦点となる。鳥取県は、宗教法人の場合は「当該法人等の権利」に信教の自由が含まれる

と説明するが、その実質についての認識は極めて曖昧で、「宗教法人の尊厳」という概念は抽象的であることを否定しない」としつつも、「具体的にどのような項目を開示すれば宗教法人の尊厳を損なうのか判断する」とも主張しており、「宗教法人の利益侵害が客観的かつ明白でない限りは原則開示」といった安易な考えで開示決定に至ったのではないか。さらに当該事件では、開示決定に先立って対象宗教法人に対する意見聴取も行われておらず、情報開示した旨の通告もなされていないばかりか、対象宗教法人名の公表も拒否されている。その結果、県条例によって認められている開示決定に対する取消訴訟を提起する原告適格を実施機関が実質的に奪うことにもなっており、鳥取県の判断は、こうした点でも県条例の規定を大きく逸脱し、「法人等の権利」を著しく侵害するものと言えよう。

以上、鳥取県の開示決定が極めて妥当性を欠くものであることを縷々述べてきた。しかし、当該事件で留意すべきことは、現在進められている公益法人制度改革と連動して今後、宗教法人の公益性の担保機能として公開性（情報開示）がますます求められていく、そうした流れが形成されつつあることを示唆している点にあるのではないか。

保険業法の改正 ―その後―

■顧問弁護士 長谷川 正浩

保険業法が改正され、宗門の共済制度が行政の監督下に置かれるおそれがあることは、本誌五一三（十一月）号でご報告しました。

宗門の共済制度は、①構成員が宗派内に限定され、②構成員の数が小さく、③独自の募集組織はもっていないこと、④宗派内に限定されているため共同連帯情宣の念によって結ばれていること等の理由によって、行政の監督は不必要だと思えます。また、宗教法人の行う共済制度が行政の監督下に置かれることは、信教の自由・政教分離の観点からも大きな問題となってしまう。昨年秋以降、全日本仏教会は加盟団体と一体となって宗門の共済を保険業法の対象からはずすように、金融庁に対し陳情を行ってきました。

その結果、昨年暮の二十八日に政府案が公表され、宗教法人等が行う共済制度は、保険業法の対象から除外されることになりました。

今回の交渉で感じたことは、担当官が宗教界の情報を全く得ていないということでした。包括・被包括制度や、宗門の規則と各寺院の規則との関係、各宗門の共済制度規程とその実態等の資料を担当官に示して説明してきました。担当官は、私たちの説明を率直に聴取され、もつと資料がほしいと請求されるほどでした。私たちの事情は十分に理解されたと思えます。

一方、加盟団体の労により金融担当大臣にお会いして、実情を訴える機会もありました。各宗門がそれぞれのルートで政府関係者と交渉され、それぞれの交渉が阿吽の呼吸で一つにまとまって、大きな成果を導いたといえます。

このような形で全日本仏教会が立法作業に影響力を持ちえたことは、将来の教訓として残したいと思えます。

遺骨返還に関し

韓国チヨン委員長が協力を要請

二月二十四日、明照会館へ韓国の「日諦強占下強制動員被害真相究明委員会」の全基浩（チヨン・ギホ）委員長、同委員ら四名、韓国大使館員と日本の外務省及び文化庁担当者が来局した。

チヨン委員長は、本会へ朝鮮半島出身者の旧民間徴用者の遺骨返還と実地調査等の協力を要請した。齋藤明聖事務総長は、昨年夏、加盟団体へ文書で理解を求めたことや、本年一月、政府担当者をまじえた加盟団体担当者連絡協議会を開催した旨を説明。

そして、今後も仏教界として人道的な立場から協力し、実地調査に際しては寺院が安心して協力できるような方法を依頼した。今後も政府担当者と連絡を取り合いながら協力していく。



協力を要請するチヨン委員長(中央右)

公益法人制度改革

内閣府公益法人制度改革推進事務局へ要請

『公益法人制度改革（新制度の概要）』で、公益的事業の例示の中に、宗教に関連する事業が入っていない。さらに、宗教法人が公益法人である法的根拠となっていない現行民法第三十四条が削除されるとの情報を得た。

本会は、日本宗教連盟と連携し、「公益法人制度改革について」の要請文を二月二十日付、内閣官房行政改革推進事務局・公益法人制度改革推進室へ送付した。

また、三月二日、自由民主党本部で行われた自由民主党行政改革推進本部公益法人委員会・法務部会・内閣部会合同会議で、齋藤明聖日本宗教連盟事務局長（本会事務総長）が意見発表を行った。（詳細は次号で報告）



意見発表する齋藤事務総長(左)

本会主催 人権啓発講演会

「みんなの命 輝くために」

ジャーナリスト 大谷 昭宏氏

演を開始した。

二月十日、テレビ等でも活躍中のジャーナリスト大谷昭宏氏を講師に人権啓発講演会が開催された。会場となった真言宗豊山派宗務所（東京）には、加盟団体内外より約百八十名の参加者が集まった。

開会にあたって、深澤信善同和委員会委員長より、伝統仏教界の部落差別問題・人権問題への取り組みの経緯の紹介、本講演会開催の趣旨の説明があり、つづいて、会場提供の真言宗豊山派より、浅井侃雄宗務総長の代理として、根岸栄宏教化部長が挨拶した。

大谷氏は、宗教界が世の中のいろいろなことに関われないのか、日本は諸外国に比べ社会に対する宗教の影響が少ない、宗教の規範を無くした個人主義・自由主義でよいのかとの問いから講



講演する大谷昭宏氏

現在、テレビ・新聞などで報道されている様々な問題や事件を紹介しながら、大谷氏は問題提起を行った。皇室典範の改正問題については、女系・女性天皇に賛成であるとした上で、歴代天皇百二十五代のうち五十九代は側室の子であり、男系男子で継承するためには側室が必須となってしまう。現在の憲法による象徴天皇制によって、国民は理想の家族の象徴として皇室を見ているのではないか。側室のいる家族が理想の家族といえるだろうかと疑問を述べられた。

JR福知山線の脱線事故では、一分三十秒の遅れを取り戻すために事故を起こした。そうした一分一秒を争うような社会。また、神戸連続児童殺傷事件をはじめ、子供の犯罪被害者の続出に見られるように、弱いものを踏みにじって成立し、ついてこられない人間は負け組というような格差社会。これが日本人が理想として思い描いた社会なのか。こういった事件に対し、各種専門家からの多くのコメントがあったが、欧米であれば、まず、宗教者のコ

メントが取り上げられるはずだ。欧米では、宗教が社会の基盤にあり、その上で意見をいう、そうしたことによって個人主義・自由主義が担保されている。また、部落差別問題についても、担当していた新聞のコラム欄に送られてきた、結婚差別に苦しむ「村の子」の手紙を紹介しながら、なぜ差別が解消できないのか、本当に差別をなくすべく努力をしてきたのか、自問してきた自身の思いを述べられた。

日本は世界第二位の経済力を誇ってはいてもいびつな社会ではないか。勝ち組が良くて負け組がだらしないなどというが、何でも強いのが良いのか。よい社会とは何なのか、経済的繁栄か、軍事大国か、それを実現しているアメリカは幸せなのか。大谷氏は、その国が素晴らしいかどうかは、その国に住む人の命・人の尊さがどれだけ大事にされているかだ。平等で「根っここのころで幸せ」といえる社会を作るべきではないのかと訴えた。

講演終了後、里見達人理事長が、ノベル文学賞詩人タゴールの、世界で一番最初に差別を否定したのは釈尊だ、との言葉を紹介しながら、仏教が、人がいかに生きるかを探求する宗教であるとするならば、人間の命、生きる権利を大事にする宗教でなければならぬと挨拶し、閉会した。

憲法改正論議

各委員会は継続審議を答申

憲法改正論議について、里見達人理事長より諮問された各委員会（信教の自由に関する委員会、同和委員会、国際委員会）は、それぞれ理事長に答申書を提出した。

信教の自由に関する委員会は、仏陀の和の精神を基調として仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的としていることから、人々が共に生きる社会の創造を目指し、更なる研究を進めていくべき旨を答申。

同和委員会は、これまで以上に、平和と人権を守る国であるべきとの考えから、釈尊の教えを基盤とした見方によって国、憲法のあり方を考えることを原則とし、次年度以降も継続して議論を行って行くべきであり、法律等の専門家・学識者も加わってもらうことが望ましいとした。

国際委員会は、平和主義をその紐帯とする日本国憲法の改正が議論される中、世界平和の進展という本会の目的を基調に、国際的見地も踏まえて次年度以降も議論を継続的に進めることが望ましいとした。

■『伝統仏教と地域社会の関係』についてのアンケート報告 <第1回>

寺院は、地域社会の期待に応えられているか

報告： 澤 茂 樹

全日本仏教会で推進中の、「広報研究プロジェクト」に参加させていただいています。その一環として、昨年10～12月に、加盟団体各位の絶大なご協力をいただき、『伝統仏教と地域社会の関係』に関する全国規模の寺院アンケート調査を実施しました。主な回答者は住職の方々の、各地の住職の目から見た「寺院と地域社会の関係」が浮き彫りになっています。その概要を、今回から3回に分けて報告します。

今回の調査は、全国2000寺院にアンケート用紙を送付し、回答後に返送していただく郵送調査の手法をとりました。有効回答数は約850サンプル（回収率43%）で、年齢的には40代以下、50代、60代がそれぞれ30%、70歳代以上が10%という構成です。第一回目は、「寺院は地域社会から何を期待され、その期待にどの程度応えられている」と自己認識しているかという問題を取り上げます。

*

まず、お寺（自坊）が地域社会や檀信徒から、その役割をどの程度期待されているかというのを聞いたところ、「非常に期待されている」（9.5%）「期待されている」（66%）と、きわめて高い期待度評価となりました。因みに（次回報告）、伝統仏教界全体の社会からの期待度は、「非常に期待されている」（10%）「期待されている」（61%）ですから、ほぼ同水準です。

一方、その期待にどの程度応えられているかを聞いてみると、自坊では「非常に応えられている」と「応えられている」の合計が63%であるのに対して、伝統仏教界の期待対応度の合計は27%と低く、むしろ「期待に応えられていない」（69%）「まったく応えられていない」（4%）と厳しく評価しています。自坊としては頑張っているが、伝統仏教界全体としては地域や社会の期待に応えられていないと考えていることとなります。

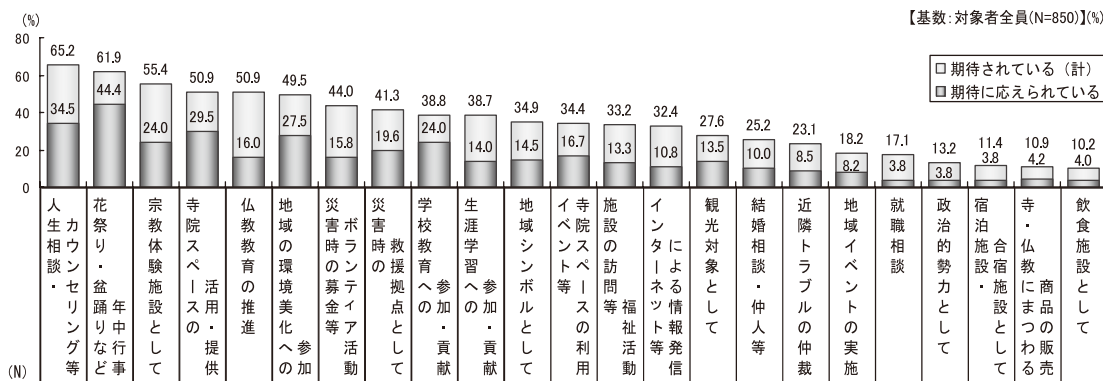
*

次に、個別の活動についても同様に、期待度と期待対応度を聞いています。地域からの期待が高いと考えている活動は、「人生相談・カウンセリング」（65%）「花まつり、盆踊りなどの年中行事」（62%）「宗教体験施設として」（55%）「寺院スペースの活用・提供」（51%）「仏教教育の推進」（51%）が上位5項目です。しかし、期待対応度でみると「花まつり」（44%）「人生相談」（35%）「寺院スペース」（30%）となり、「宗教体験」（24%）「仏教教育」（16%）はあまり期待に応えられていません。（図表）

他に、「地域の環境美化」「災害時のボランティア活動」「災害時の救援拠点」「学校教育への参加」「生涯学習への貢献」などの、いわゆる“社会活動”への期待が高まってきていると認識されている点も注目されます。ただし、対応度はさほど高くはありません。

*

総じて、寺院（自坊）が地域とのつながりの重要性を強く認識していることがうかがえます。しかし、現状、様々な制約から十分に対応できていない悩みや、何とか期待に応えたい思いも、自由回答などと照らし合わせてみると伝わってきます。それが逆に、「伝統仏教界は社会の期待に応えられていない」という感慨につながっているのかもしれない。上記の諸活動は、いわば寺院における広い意味での「布教活動」に他ならないことを考えると、それを支援し、地域の期待を伝統仏教への期待に転換させていく大きな力、つまり伝統仏教界全体としての大局的な取り組みが期待されているように思われます。



春季慰霊法要

三月十日午前十時より、東京都慰霊堂で、都内戦災・関東大震災遭難者春季慰霊法要が、(財)東京都慰霊協会主催、本会協賛により、三笠宮殿下ご臨席のもと執り行われた。

法要は、大本山浅草寺貫主清水谷孝尚猥下導師のもと東京都仏教連合会各地区代表が随喜し厳かに営まれた。

続いて追悼の辞を石原慎太郎都知事が述べ、各代表が焼香を行った。

次に、清水谷猥下が法話を言い、一般参列者の焼香が行われた。

また、正午より本所仏教会の特志法要も執り行われた。



東京都慰霊堂で行われた春季慰霊法要

事務総局録事

二月(一〜二十八日)

- 二日▼神社本庁宮澤佳廣参事(顧問弁護士連絡会講師) 打合せ行き
- 六日▼事務総局局内会議
- 六日▼ビルマ仏教会ケマサラ氏来局
- 六日▼自民党・小泉顕雄議員(浄土宗僧侶)を訪問
- 六日▼文化庁・内閣行革推進事務局を訪問
- 七日▼顧問弁護士連絡会開催(京都)
- 八日▼全日本仏教婦人連盟修正会出席
- 九日▼日華仏文化交流協会谷玄昭理事長を訪問
- 九日▼法律相談室
- 十日▼鈴木政二官房副長官を訪問
- 十日▼人権啓発講演会開催
- 十日▼日宗連幹事会
- 十三日▼事務総局局内会議
- 十四日▼公益法人制度改革に関する協議会開催・記者会見
- 十五日▼上杉聰日本の戦争責任資料センター事務局局長来局
- 十五日▼日宗連幹事会
- 十六日▼文化庁主催「公益法人制度改革説明会」出席
- ▼公益法人制度改革要請のため、内閣官房を訪問
- ▼国際委員会開催

- ▼安倍晋三官房長官を訪問
- 十七日▼文化庁、内閣官房来局
- 二十日▼内閣官房宛「公益法人制度改革について」要請文を提出
- 二十一日▼衆議院議員会館訪問
- 二十三日▼事務総局局内会議
- ▼国際仏教興隆協会理事会・監事会出席
- 二十四日▼チョン・ギホ韓国真相究明委員会委員長来局
- ▼部落解放・人権研究所総会出席
- ▼カザフスタン大使館訪問
- ▼自民党・谷川秀善議員来局
- 二十八日▼自民党・衛藤征士郎セミナー出席

三月(一〜十日)

- 一日▼自民党・中川秀直モーニングセミナー出席
- 二日▼自由民主党本部・内閣部会合同会議で公益法人制度改革について意見発表
- 三日▼部落解放同盟全国大会出席
- ▼日本ネパール国交樹立記念会出席
- 六日▼同和委員会開催
- 八日▼日宗連理事會・参議會、幹事會
- 九日▼事務総局局内会議
- 十日▼東京都慰霊協会春季慰霊法要参列
- ▼ルンビニー委員会開催
- ▼法律相談室

人事

就任
ルンビニー委員会
高木文善(真宗大谷派)
財団創立五十周年記念事業実行委員会
日比野郁皓(事務総長推薦)
退任
ルンビニー委員会
杉浦義孝(真宗大谷派)

無料法律相談室

顧問弁護士による、毎月第二、四、六曜日の午後二時から開催しております。本会事務局03(3437)9275へ事前予約の上おいで下さい。

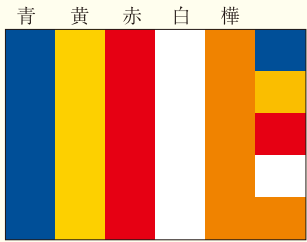
◆今月の表紙について◆

「ゲーム僧院」インド
十九世紀中頃、モンゴル僧チユムクリがダージリンに建立したチベットの仏教寺院。写真の弥勒菩薩は、約四メートル五〇センチあり僧院の中央に祀られている。
五〇七(四月)号から、仏教関連の世界文化遺産を特集しています。
本会財団創立五十周年のテーマ「地域の縁アジアの縁」に沿った写真を引き続き掲載してまいります。

●お願い

本誌発送先変更の場合、事務局まで、ご一報をお願いします。

仏教伝道の旗印として仏旗を掲げましょう



● 仏旗

全日本仏教会選定仏旗

○大	5,000円	(縦 140cm 横 210cm)	テトロン
○中	4,000円	(縦 90cm 横 135cm)	テトロン
○小	2,500円	(縦 70cm 横 100cm)	テトロン
○卓上	2,500円	(高さ 30cm)	台座付

第一回WFB世界仏教徒会議スリランカ大会(一九五〇年)で「国際仏旗」として採択され、日本では第二回全日本仏教徒会議永平寺大会(一九五四年)で決定されました。

● 仏旗とは、仏教徒が仏教を開かれたお釈迦さま(仏陀)の教えを守り、仏の道を行んでいく時の大いなる旗印となるものです。

● 仏旗の色と形には、仏陀がそのすぐれた力をはたらかせる時、仏陀の体から青、黄、赤、白、橙及び輝きの六色の光を放つと『小部経典』というお経の中の「無礙解道」の項に説かれていることから、これらの色が使われています。

● また、次のようにも理解されています。

● 青色は仏陀の髪の毛の色で、心乱さず力強く生き抜く力「定根」を表します。

● 黄色は燦然と輝く仏陀の身体で、豊かな姿で確固とした揺るぎない

● 仏旗には次のような意味があります。

性質「金剛」を表します。

● 赤色は仏陀の情熱、ほとばしる血液の色で、大いなる慈悲の心で人々を救済することが止まることのない働き「精進」を表します。

● 白色は仏陀の説法される歯の色で、清純なお心で諸々の悪業や煩惱の苦しみを清める「清浄」を表します。

● 橙色は仏陀の聖なる身体を包む袈裟の色で、あらゆる侮辱や迫害、誘惑などによく耐えて怒らぬ「忍辱」をあらわし、インド、タイ、ビルマ等の僧侶がこの色の袈裟を身につけています。

● この縦と横に重なり合う五色で表される仏陀のお姿と教えが、仏の道を進む私たちを励まして下さっているのです。

● 本会では、「全仏」誌及びパンフレットを通じ、仏旗の普及に努めておりますが、五色幕に使われている緑・黄・赤・白・紫の五色を用いた旗が依然として多く見受けられます。

● 本会では、「全日本仏教会選定仏旗」を作成し更なる普及に努めております。

特別展覧会「大絵巻展」開催

● 国宝「源氏物語絵巻」 「信貴山縁起」を公開

絵巻は平安時代の物語の成立に始まり、説話や寺社縁起、高僧伝と広がりました。日本四大絵巻をはじめ一遍上人絵巻、日蓮聖人註画讃、融通念仏縁起等も展示予定。

会期：4月22日(土)～6月4日(日)

※休館日は毎週月曜日

開館時間：9:30～18:00※毎週金曜は20:00まで

会場：京都国立博物館

観覧料金：一般1,300円 学生900円

小・中学生400円

主催：京都国立博物館他

お問い合わせ：電話075(525)2473



● 全日本仏教会頒布

「花まつり」ポスターのご案内

「花まつり」は釈尊ご誕生を祝う重要な行事であり、広く社会に浸透させて頂きたいと願っております。本会加盟団体各ご寺院におかれましても「花まつり」ポスターをご掲示頂き、多くの皆様へのアピールをお願い致します。

1枚100円(5枚より)頒布希望の方は、FAXまたはハガキにて下記事項を明記の上お申込願います。

- ①氏名 ②一般・ご寺院(ご宗派・ご寺院名)
- ③希望枚数 ④郵便番号、住所
- ⑤連絡先電話番号

【申込先】 全日本仏教会・財務部



書の国宝「墨跡展」開催

● 鎌倉・室町時代の禅僧の 墨跡を展示

独特の書風で書き表された墨跡は、師の言葉であり、直接的な筆触であり、時空を超えた師との対面でもあります。

会期：4月18日(火)～5月28日(日)

※休館日は毎週月曜日

開館時間：9:30～17:00

会場：大阪市立美術館(天王寺公園内)

観覧料金：一般1,300円 高大生1000円

主催：大阪市立美術館他

お問い合わせ：電話06(6771)4874

